

国 自 貨 第 7 1 0 号

20260325 中 庁 第 1 0 号

公 取 企 第 4 9 号

令 和 8 年 3 月 2 7 日

農 林 水 産 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
経 済 産 業 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
国 土 交 通 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
公 益 社 団 法 人 全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会	会 長	殿

国 土 交 通 大 臣

(公印省略)

中 小 企 業 庁 長 官

(公印省略)

公 正 取 引 委 員 会 委 員 長

(公印省略)

燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）

トラック運送業における取引適正化及び価格転嫁の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢を受け、トラック運送事業者が使用する軽油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社がタンクローリーによる大口購入者向け軽油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの軽油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、トラック運送事業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

政府においては、燃料油価格の緊急的激変緩和措置を講じ、燃料価格の高騰を抑制するとともに、石油備蓄を放出することで、国内における燃料油の供給安定化を図っているところですが、我が国の国民生活や経済活動を支える社会インフラである物流を支えるトラック運送事業者が安定的に事業を継続するためには、これまで他業種と比べて価格転嫁が進んでいないトラック運送業において、運賃交渉・運賃改定の促進や燃料サーチャージ制度の導入などにより、今般の燃料価格の変動分も含め、荷主・元請事業者等に対する構造的な価格転嫁を実現することが不可欠です。

またその際、本年1月より、新たに、発荷主のトラック運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格

交渉に関する指針(労務費転嫁指針))に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、本日付けで経済産業大臣、公正取引委員会委員長、国土交通大臣を含む各省庁事業所管大臣の連名で、中小受託事業者に対する価格転嫁等に関する配慮要請を、関係事業者団体代表者あてに発出したところですが、特に、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念されるトラック運送事業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも、下記事項につきまして特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 運送受託者（実運送事業者等）との適切な協議による価格決定について

今般の燃料価格の高騰を受けて、軽油価格上昇分の運賃・料金への反映のため、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあつたにもかかわらず、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことや、トラック運送事業者が運賃・料金の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で相手方に回答することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことは、独占禁止法や取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となりうることにご注意ください。

その上で、現下の状況を踏まえ、燃料価格等が上昇した場合には、予め定めた運賃改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、運送受託者においては、物価等の価格変動が反映されている公表資料を基礎として、燃料サーチャージ制の導入を含めた運賃・料金の変更について協議を求めること、また、荷主・元請事業者においても、当該協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、運賃・料金が決定されるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年改定）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和6年3月に国土交通省が告示した「標準的運賃」では燃料サーチャージが規定され、各社が定めた基準価格を超えた場合は別に収受するよう定めています。

このような趣旨も踏まえ、荷主・元請事業者におかれては、運送を依頼するトラック運送事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入することについて十分に御理解いただき、当該制度の導入を受け入れていただくなど、燃料価格の変動を適切に運賃・料金に反映する取組を進めていただくよう要請いたします。

また具体的には、タンクローリーによる大口購入の軽油の供給が停止し、やむを得ず購入先を切り替えた結果として燃料の購入単価が上昇した場合など、先月２８日からの現下の中東情勢の悪化前における軽油価格からの価格上昇を含め、実際の燃料費負担が増加した客観的事実がある場合には、当該燃料費の上昇分をご負担いただくようご配慮をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ・（国土交通省）トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>

※ 燃料サーチャージ制運賃の導入例（燃料価格上昇前の額を基準価格とする例）

1. 基準となる燃料価格の設定（2月27日時点の価格）・・・（B）
2. 改定する価格帯（きざみ幅）の設定・・・（A）
3. 燃料サーチャージ算出上の価格の設定（購入時の価格）・・・（C）
4. 燃料価格上昇額の算出・・・（D）

$$C - B = \boxed{D} \text{ (円/L)}$$

改定する価格帯 (2月27日時点の価格) (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ算出上価格 (購入時の価格) (C)	算出上の燃料価格上昇額 (D)
(B)未満	〇〇円	サーチャージ廃止	
(B)～〇〇円未満		(A)欄に示す平均値 C1 円	D1 円
〇〇～〇〇円未満		C2 円	D2 円
〇〇～〇〇円未満		C3 円	D3 円
〇〇～〇〇円未満		C4 円	D4 円
〇〇～〇〇円未満		C5 円	D5 円

- ・（国土交通省）トラック運送業における適正取引推進ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001972281.pdf>

（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン（令和7年12月改訂）より抜粋）

荷主と協議のうえ、軽油の基準価格を設定し、

〔燃料サーチャージ額＝

キロ程（km）÷燃費（km/ℓ）×算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）〕

を運賃とは別建てで上乗せしている。（実運送事業者に再委託する場合にも、軽油価格上昇分を転嫁した運賃設定としている。）

燃料サーチャージの計算にあたっては、次のように取組を実施した。

- ① 基準となる燃料価格、燃料価格の一定の変動幅とその算定上の上昇額及び使用車両の燃費を把握し、設定する。
- ② 距離制貸切運賃など、トラックの運賃体系に対応した燃料サーチャージの適用方法を決定する。
- ③ 燃料サーチャージの改定及び廃止する場合の条件を設定し、適用時に荷主に明示して協議している。

- ・（国土交通省）標準的運賃について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html
- ・（中小企業庁）受託適正取引等の推進のためのガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ・（内閣官房・公正取引委員会）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・（公正取引委員会）令和８年１月１日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitpatrol_lea_flet.pdf
- ・（公正取引委員会）中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は取適法へ
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- ・（中小企業庁）価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>